

CHIBA



～千葉県文化会館～写真提供：百瀬登展（行政 OB）

【特 集】会長のご挨拶／建築指導課長のご挨拶

【民家紀行】福井県池田町 堀口家住宅 重文

【青年委員会の頁】令和7年度一級建築士製図試験施設見学会の開催報告

【スキルアップ】基準法であそぼ！光あふれる空間の正体は豊穴区画？！vol.2～実はけっこう緩和できる？！～

『近年の建築士学科試験問題』紹介コーナー

【リポート・寄稿】廃校の利活用と建築士の参画・手腕の発揮～木更津スポーツヴィレッジ～

第39回親睦ゴルフ大会に参加して

中小企業診断士カッキーに聞け！#21～新年スタートダッシュ！経営計画のススメ～

【原っぱ】～弁護士アジローがゆく～#29「3年B組アジロー先生！？の巻」

【SDGs・DX】2030年に向けた国際目標SDGs／【募集】【表紙の説明】【編集後記】【会員の動静】



新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。
皆様方には、輝かしい新春を健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、会員一人ひとりがそれぞれの持ち場で力を尽くし、当会の事業・運営に大きく貢献してくれたこと、心より感謝いたします。

皆様の弛まぬ努力があったからこそ、今日の千葉県建築士会があります。

深刻な高齢化と若手不足に直面しつつも、DX（デジタルトランスフォーメーション）、環境対応（ZEH、省エネ）、既存ストックの活用（リフォーム・改修）が主要な動向です。新設住宅着工は減少傾向ですが、インフラ更新や都市開発、災害対応による需要は堅調で、AIやBIMの活用スキル、サステナブル建築の知識を持つ建築士の需要は高まっています。

「建築士」は業務独占資格であり、「設計図書の作成」「工事監理」は建築士の資格を持った人物でなければ行うことができません。

もちろん建築設計職は設計図を書き監理をするだけではありません。建築主の理想を形にして、竣工・引き渡しまでに関わる全ての人々と協力し、プロジェクトを成功させるまでが仕事です。出来れば、その後の維持管理から解体されるまでの価値について携わる必要があると思います。

所属も雇用形態も多種多様な人員をまとめるリーダーシップや、トラブルが起きた時に迅速かつ誠実に対応する問題解決能力は、常に求められています。どんなにDX化が進んでも、コミュニケーション能力は建築設計の仕事で最も重要なスキルと言えます。

建築士会には、設計監理者・施工者・教育者や研究者・行政職員等、様々な立場からこの資格を活かした社会活動が出来る人材が集まっています。

さて、昨年は4月からの改正建築基準法・建築省エネ法の円滑な施行に向けた『建築士サポートセンター（無料）』を1月から開設してまいりました。改正法への対応に関する個別具体的な相談をして、法改正に伴う業務の混乱や負担を軽減できたのではないかと感じております。

ヘルテージマネージャーのステップアップ講座も開催され更なる専門性の高さを県民に提供できるようになると期待されます。

相談員も増員するとともに、災害対応相談員の募集も始まります。皆様のより一層のご協力を頂ければと存じます。

千葉県には、一級建築士が3,900名程度、二級建築士が3,200名程度いると言われております。国家資格である建築士が、社会ニーズが多様化し専門性も求められている中、現在の当会の会員数1,400名弱で対応していくことは、非常に困難であります。建築士会も本年は設立後四半世紀を迎えますので、新たなる飛躍の年と出来ればと思います。

受託事業に限らず、各委員会事業を活性化していくために、WEBを利用した効率的な会議を開催していただいております。会議の為の会議ではなく、事業の為の会議を上手に運営して多くの方に関わっていただければと思います。

もちろん一人ひとりの命を大切にした活動が前提ですが、ちょっと背を伸ばして次世代へ続く会とするために、仲間を増やし『かゆいところに手の届く』活動が社会から必要とされ、階が発展することで、一人ひとりが活き活きと活動できる環境を創っていきたいと思います。

結びに、会員の皆様お一人おひとりにとって、さらなる飛躍の年となることを祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課長 小林 耕次

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

貴会には、二級建築士・木造建築士の登録業務や建築士試験の実施、被災建築物応急危険度判定士の認定講習会の開催など、県の建築行政の円滑な推進に多大なるお力添えをいただき、心より感謝申し上げます。また、昨年1月に開設された「建築士サポートセンター」の運営につきましても、格別の御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月1日に改正建築物省エネ法・建築基準法が全面施行され、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられました。また、階数2以上又は延べ面積200m²超の建築物は、構造種別によらず構造関係規定の審査が必要となり、都市計画区域等の区域外でも建築確認の対象となりました。

加えて、建築物における木材利用の促進等を図るため、昨年11月1日には建築基準法施行令が改正され、防火・避難関係規制等が合理化されました。その内容は、防火区画等に係る室内の内装制限の見直し、小屋裏隔壁に係る制限の緩和、無窓居室の判定基準の見直し、防煙壁として扱うことのできる対象の拡大、自然排煙口に係る建築材料規制の緩和、避難及び消火上必要な敷地内の通路の見直し、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の現行基準適合義務の緩和措置の追加、建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直しとなります。具体的な基準は、告示等で規定されていますので、国のホームページ等でご確認ください。

また、マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法の施行を4月1日に控え、集会決議などの管理の円滑化や、多様なニーズに対応した建替え等の推進などの再生の円滑化等がなされる

予定で、特にマンションの建替えを円滑に進めるため、耐震性不足等のマンションの建替え・更新をする場合、現行の容積率の特例に加え、特定行政の許可による高さ制限の特例が追加されました。

一方で、国は「建築分野における中長期的なビジョン」として、カーボンニュートラル、DXの進展、災害の激甚化・頻発化などへの対処といったことを掲げており、最近では、昨年4月に建築確認の電子申請制度の供用が開始され、今年4月からは、中間検査・完了検査、構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定についても電子申請が可能となるよう、必要な整備が進められています。さらに、2028年4月を目標に建築計画概要書等の閲覧をオンラインで実施できるよう検討が行われているところです。

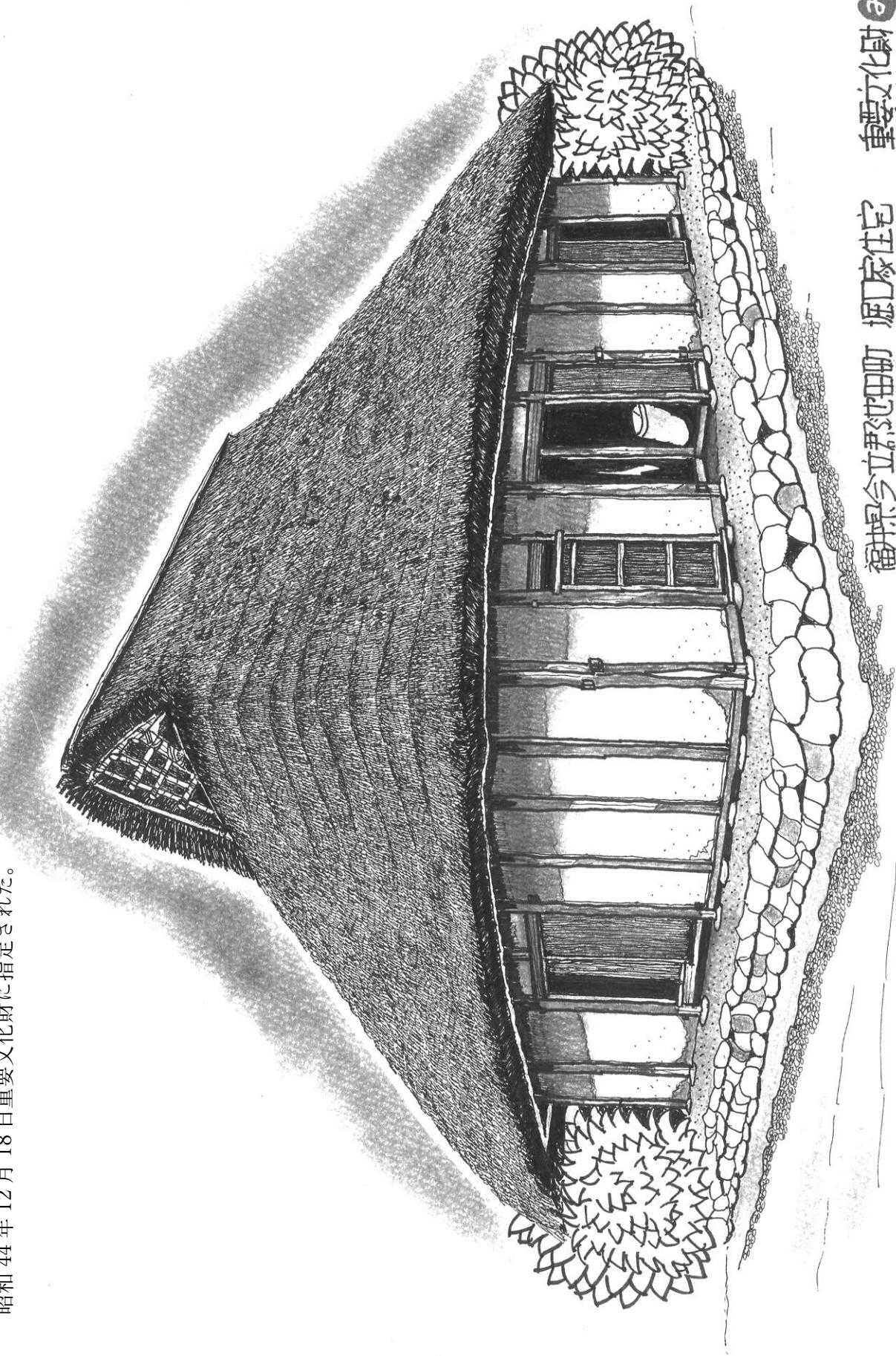
県としましては、このような動向について、今後、皆様に周知するとともに、注視してまいります。

折しも、県としてもDXの推進を重要課題と位置付けており、すでに全面的にオンライン化している「建築士事務所登録」に加え、「定期報告」や「建築台帳記載証明書」のオンライン申請を可能にするなど、利便性向上に向けた取り組みを今後もさらに進めてまいります。

このような中、今後も建築士である会員の皆様の益々の御活躍が期待されるところであり、引き続き県の建築行政への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を心よりお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

江戸時代初期の堀口家。喜びも悲しみも人の心の淡い影を映し続けてきたのが、この国の古民家の生き立ちであったにちがいない。
昭和 44 年 12 月 18 日重要文化財に指定された。



重要文化財
アーチャー 2012.8.28

福井県今立郡池田町 堀口家住宅

福井県池田町 堀口家住宅 重文 道塚 元嘉 (千葉)



福井県池田町 堀口家住宅 重文

身のひきしまるような冷氣を覚える初風。その清らかな風が、大きな茅葺屋根のかんばしい草の香りを運ぶ。すっかり見られなくなった草屋根に、この国の原風景を懐かしく思い浮かべる。

そんな草屋根の堀口家を採集した日は雪降りで、周囲に 1 メートル以上積雪があり、白の景観はそれは見事なものであった。お世話になる教育委員会の佐飛さんに駅から電話をいれると、「現地で待っています。山間部は雪が多いのでタクシーも時間がかかるでしょう。」と明るい返事がかえってきた。除雪される国道でも、うっすらと積もり雪道になれている運転手もかなり気をつかう。

そのため武生駅から 1 時間ほどかかった。おかげで、途中見なれぬ地方の風物を車窓から楽しむことができた。佐飛さんは雪囲いでおおわれた民家と一緒に迎えてくれた。15 年ぶりという大雪が民家の風貌をすっかり変えていたのには驚く。

堀口家は、奥行 4.5 間、間口 7 間の比較的こぢんまりとした構えで、土間の広いのが大きな特徴になっている。石のように重い大戸を引込むと、左側に暗い「うまや」がある。その上に 2 階をとり、蚕具などの物置に使用し、そこに使用人を寝起きさせていたといわれる時代もあった。

大戸口を入ってすぐ、「にわ」と「おうえ」の上部に縦横に複雑に組まれた小屋梁が見える。これは民家の典型的な意匠であり、その美しさには目を見はる。「にわ」と「おうえ」の境に立つ柱は、他の柱より太く「中柱」とこの地方では呼ばれるもの。漆黒となった中柱を強調したかったにちがいない。簀の子天井でおおわれた土の空間は、ふしぎなほどどっしりと重く静かだった。

もともと土間の一部だった「おうえ」は、「にわ」との境に大きな丸太を埋め込み、6 センチほど高くなってしまっており土座ではどこでも見られる技法である。この土座の「おうえ」には、場違いなほど大きな炉があり、カマドの役目と家族の食事や団らんの場としてきた。寒い冬の夜は火が絶えることはなく、ほっとする炉明りが心をいやしてくれたに

道塚 元嘉(千葉)

ちがいない。その上に力強く組まれた火天が、太い梁から重たそうに吊るされていた。

原始的な土座は、地面を固めてもみがらを敷き、その上に藁を敷き並べ、さらにムシロを敷いて生活した。これは地面からの湿り気を吸い取り、坐った時に体を冷やさないための工夫だという。「おうえ」の隅には外から水が引かれて使用される「ながし」が見られた。これは「ムシロ」に坐ったまま使うように作られている。

堀口家では「かみのま」は座敷に相当し、床の間がしつらえてある板張りの床で、客の接待や改まった儀式などの時に使われてきた。接する「なかのま」は周囲を壁で囲うのが一般的だが、堀口家の「なかのま」は三方に大戸が立てられ、開放的な構えになっている。そのため「なかのま」が物置で「かみのま」が寝部屋のようにも思える。

重要文化財に指定されたこの民家は、江戸時代初期に建てられたもの。「土座式ひろま型」と呼ばれ大型の民家ではないので、普通 2 本ぐらいしか使用されない股柱が 5 本も見られることから、かなり有力者であったことがわかる。この股柱は、頂部が二股に分かれた柱のことと、一方の枝を短く切って側桁を支え、もう一方を斜め上にのばして上屋の桁を受ける珍しい工法で知られる。雪国福井県内に多く見られ、1 本で 2 本の柱の役目を持たせた合理的な柱で力強く感じられた。

壁が多く閉鎖的なのが、近世古民家の特色とされているが、堀口家は多くの出入口を設けていた。前面に「うまや」の押戸、出入口、ながし口があり、大戸の内側に明りとりの障子戸をはめてある。

「にわ」の奥にも大戸と障子戸が見られ、左側の大戸と共に、土間での仕事の明りとりと換気に役立つように工夫され、通常の民家と比べ異なった印象を受けた。柱は太く断面の矩形もめだち一部はヤリガンナの仕上となっていた。その柱で支える「牛梁」がまるで生きもののように見える。今も深い積雪にじっと耐えているにちがいない。

福井県今立郡越前町堀口家集

2001-2-14

卷之三



⑥ 次のまことに、
別に「どんが」
古民家

1/4

新嘉坡總理司理事會

◎ 摘述天下四組的千眼

◎ 朝鮮民族主義者 3回

— 一本の棒に2室は 一本の板に2室は

②前地大革命 12.26

(見山子上室武久3年
形山地圖

正月十五日
元宵節

• \mathbb{F}_q 为域。

卷之三

卷之三

卷之三

A vertical, narrow sketch of a building facade. The facade is made of light-colored blocks and features a central entrance with a dark frame and a window above it. The sketch is done in a simple, architectural style.

A vertical column of small, irregularly shaped stones or pebbles, likely a decorative element in a garden or landscape.

卷之三

2030年に向けた国際目標 SDGs

外部発信担当 堀口智子



近年、注目されている SDGs は、私たちにどのような関わりがあるのでしょうか。

ここでは簡単に、SDGs の概要と「大切な用語」についてご紹介します。

● SDGs (Sustainable development goals:持続可能な開発目標)とは？

国際社会が 2030 年までに貧困などを撲滅し、「誰一人取り残さない」ことを掲げ、持続可能な開発を実現するための重要な国際目標とされています。17 目標(ゴール)と 169 のターゲットで構成されており、ゴール 7、8、11、12 などは特に建築業界と関わりが深い目標です。



その枠組みとして以下 4 点があげられます。

- ① 持続可能な開発のための 2030 年に向けた国際目標
- ② 全ての国、全ての地域に普遍的に適用
- ③ ゴール・ターゲット・インディケーターの三層構造
- ④ 進捗状況のモニタリングと評価

★ SDGs (17 ゴール)

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

● SDGsに関連する大切な用語とは？

主にテレビのニュースや雑誌、新聞、SNS などによく登場する用語を中心にご紹介します。

(参考：地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム)

・エシカル

エシカル(Ethical)は「倫理的な」という意味で、行動やビジネス活動が倫理的であるか、社会的に受け入れられるかどうかを指します。

・ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティ(Diversity: 多様性)とインクルージョン(Inclusion: 包摂)を組み合わせた言葉で、多様な人材が組織や社会の中で互いに尊重され、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる状態を目指す考え方です。SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念そのものです。

・ESG/ESG 投資

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)を考慮した投資活動や経営・事業活動を指します。企業の持続的な成長を測る上で、従来の財務情報だけでなく、これら 3 つの観点も重要であるという考え方です。ESG 投資とは、これらの ESG への取り組みを評価して投資先を選ぶ投資手法のことをいい、SDGs を達成するための手段の一つとされています。



令和7年度一級建築士製図試験施設見学会の開催報告

高見 隼也（市川・浦安）

0.はじめに

青年委員会では、一級建築士製図試験の課題施設の見学会を、本年も無事に開催することができました。普段は立ち入ることのできない場所も実際にご覧いただけたことで、「設計の意図を深く理解できた」と多くの参加者から大変好評をいただきました。ご参加いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

1.今年度製図試験の内容と施設選定について

7月25日、本年度の一級建築士試験の課題として「庁舎」が発表されました。平成2年以来の出題となります。現代の庁舎は、執務スペースに加え、コミュニティ機能や議会機能等を持つ複合用途であり、さらにZEBやBCPへの対応も不可欠です。建築士としての総合的な素養を問う好適な出題と言えるでしょう。千葉県内では、千葉市（R5年）、市川市（R3年）、習志野市（H29年）、袖ヶ浦市（R7年）など、建て替え事例が豊富です。いずれも環境配慮や防災対策が施された見応えある建築物ですが、青年委員会で議論の末、試験対策として最適と思われる規模や性能などを加味し袖ヶ浦市様に打診したところ、ご快諾をいただき、開催の運びとなりました。

2.袖ヶ浦市役所の紹介

袖ヶ浦市新庁舎が令和7年1月31日に竣工しました。概要は以下のとおりです。中庁舎（改修）：地上7階、地下1階、塔屋2階（SRC造）、北庁舎（新築）：地上5階（RC造）、南庁舎（新築）：地上2階（RC造）。全体延床面積約14,000m²を有する、高い環境性能を備えた新庁舎です。新築と既存改修を含む庁舎として、千葉県初の「ZEB Ready」認証を取得しました。「安心・安全」

「市民に開かれた」「環境にやさしい」を設計方針とし、北庁舎は免震構造を採用することで、地震直後も事業継続可能な防災拠点となっています。南庁舎には交流スペースや協働会議室を配置し、市民活動の中核となるゾーンとして整備されています。

課題名

庁舎

要求図書

- 1階平面図・配置図（縮尺1/200）
- 各階平面図（縮尺1/200）

※各階平面図については、試験問題中に示す設計条件等において指定する。

- 断面図（縮尺1/200）
- 面積表
- 計画の要点等

建築物の計画に当たっての留意事項

- 敷地の周辺環境に配慮して計画する。
- バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して計画する。
- 各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- 大地震等の自然災害が発生した際に、建築物の機能が維持できる構造計画とする。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- 構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- 空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

試験問題（建築技術普及センターHPより）



袖ヶ浦市役所東側外観

3.施設見学会当日の様子

見学会は8月29日に実施され、遠方にも関わらず29名の受験者にご参加いただきました。現役会員からも参加希望が寄せられるなど、ZEB庁舎への注目の高さが窺えました。当日は庁舎会議室にて、施設整備担当者より概要説明があり、当時の発注方式から既存庁舎の建て替え方針、新しい庁舎のゾーニングの考え方、省エネ設備およびBCP対策について詳細にモニターを使って解説いただきました。担当者の解説は非常にわかりやすく、受験者の庁舎設計への理解も格段に深まつたことと思います。続く見学では、まず南庁舎にて市民協働会議室やギャラリー、市民交流スペースをご案内いただき、併せて中庁舎との防犯対策をご説明いただきました。次に、北庁舎5階の議場、市民の眺望エリア、および議会関連施設の普段は開放されていないエリアの見学を行いました。地下へ移動し、免震層では3種類の免震部材についての解説を受けました。設備棟では、重要設備の2階設置に加え、発電機用の重油タンクや、井戸水利用システムを確認。新庁舎稼働後の省エネによるエネルギー削減効果も、担当者より説明がありました。その後中庁舎へ移動し、改修状況や、1階の市民窓口エリアなどレガシーとして継承すべき空間への改修手法を見学しました。



施設見学会当日の様子

4.今年度製図試験の考察

今年度の試験は、住民交流スペースを有する地方公共団体の庁舎の課題という事で、まさに「袖ヶ浦庁舎」のような課題設定でした。要求諸室についても議会部門、執務室、災害対策室、交流スペースなどすべてが参考となる内容だったと思います。課題文にある「大地震等の自然災害を考慮した構造計画」を記述する上でも、袖ヶ浦市役所の視察は有効でした。北庁舎地階にある免震層では3種類の免震部材や、免震ピット内の設備の交換ルートの考え方などは実際に施設を見学できたことで具体的に記述することができたのではないでしょうか。また「幼児連れの来庁者への配慮」なども、実空間での体験があったからこそ、説得力ある記載につなげることができたのだと思います。

5.建築士会会員増強に向けた取り組みについて

本見学会は受験生のために企画され、記述やエスキスで大変役に立ったとの手応えを感じております。この経験が建築士会を知るきっかけとなり、合格された暁には「参加してよかったです」と言っていただけの新しい仲間が増えることを願っております。今後も、施設見学会や合格祝賀会など、建築士会員の増加につながる意義ある企画を継続してまいります。



昨年の一級建築士合格祝賀会の様子



基準法であそぼ！

光あふれる空間の正体は堅穴区画？！vol. 2～実はけっこう緩和できる？！～

田中 知代（夷隅）

みなさん、こんにちは！夷隅支部の田中です。

前回は、建築家 内藤廣氏設計の「紀尾井聖堂」を題材に、堅穴区画の基本的な考え方を見てきました。

吹抜けと聞くと、「堅穴区画で全部ふさがないといけないのでは？」と身構えてしまいますが、実は堅穴区画には、実務で使える緩和規定や免除する方法があるのです。今回は、堅穴区画の緩和規定について見ていきましょう。



■堅穴区画とは？

堅穴区画は令第 112 条に定められた 4 つの防火区画（面積区画・高層区画・堅穴区画・異種用途区画）のひとつで、火災が発生したときに煙をあげないための規制です。煙は、水平方向よりも鉛直方向への移動が早いのが特徴です。そのため、階段室や昇降機の昇降路など、他の階とつながっている「堅穴部分」と「その他の部分」を区画し、煙が他の階に流入しないように抑えています。これが堅穴区画です。

詳しくは前回の「建築士しば No.531」をご覧ください。

■堅穴区画を免除する方法は？

設計を進めていく上で、デザインやコスト面から、どのようにすれば堅穴区画を免除できるかを検討する場面があるかと思います。そこで、堅穴

区画を免除できる条件をピックアップしてみました。

【堅穴区画を免除するための条件】

- ①準耐火建築物（口準耐）にする
- ②準延焼防止建築物にする
- ③地階または 3 階以上に居室を設けない
- ④外気に開放されている廊下などに接続する
- ⑤避難階の直上階または直下階のみに通じる階段とする（ただし書き一号）
- ⑥3 階かつ 200 m^2 以内の住戸とする（ただし書き二号）
- ⑦階段からのみ出入りできる便所など（部分的な免除規定）

では、ひとつずつ解説していきましょう。



① 準耐火建築物（口準耐）にする

法第 27 条や法第 61 条で準耐火建築物以上が必要な場合、口準耐とすることで堅穴区画を免除することができます。ただし、安全側をみて「任意」で準耐火建築物以上とした場合でも堅穴区画が必要となります。

「自主的に主要構造部を準耐火構造とした建築物又は令第 136 条の 2 第二号口に掲げる建築物（準延焼防止建築物）とした場合も同様に取り扱うこととする」と『建築物の防火避難規定の解説 2025』

P117に記載があります。

口準耐には2種類あり、基本的には鉄骨造です。

- ・外壁耐火の口準耐（口-1）
- ・軸組み不燃の口準耐（口-2）

②準延焼防止建築物にする

準延焼防止建築物（令第136条の2第二号口）は、主要構造部が防火構造であり、耐火構造、準耐火構造ではないため堅穴区画がかかりません。
少し紛らわしいのですが、令第112条第11項では準延焼防止建築物（令第136条の2第二号口）は、堅穴区画が必要な建物と規定されています。

この件については、法改正のQ&Aにより国土交通省から回答が出ています。

10 「従来の令第136条の2については、政令上削除し、技術的基準の内容そのものは告示において位置づける」と説明されているが、告示を確認すると、従来の基準は「令136条の2第二号口に掲げる基準に適合する建築物の部分」として位置づけられている。この場合、令第136条の2第二号口に掲げる基準に適合する建築物については、令第109条の2の2及び令第112条第10項の規制がかかってくるが、従来の令第136条の2の基準に適合する建築物についてはこれらの規制への適合が求められる事となるため、今回の改正により規制強化されるということでしょうか。

規制を受ける対象としては想定していないため、規定の適用を受けないものとして扱って差し支えありません。

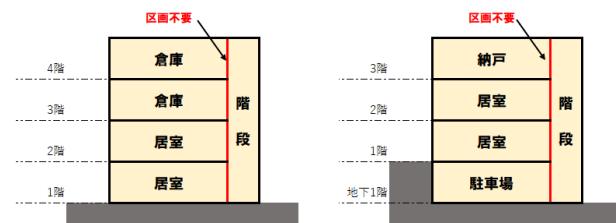
建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）に係る質疑応答集（令和2年7月15日時点）

ちなみにこのQ&Aが出された当時は、堅穴区画の条文は令第112条第10項でした。
これにより、堅穴区画が不要であることがわかり

ます。

準延焼防止建築物でも耐火性能検証法を利用したものについては、堅穴区画が免除となりません。
(令元告示194号第4)

③地階または3階以上に居室を設けない



確認申請の学校より

上図のように、3階、4階が倉庫などで居室がない場合や地階および3階に居室がない場合は、堅穴区画がかかりません。（令第112条第11項本文）

④外気に開放されている廊下などに接続する

「当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第13項において同じ。）」（令第112条第11項本文）と規定されています。そのため、屋内階段、屋外階段を問わず、階段が直接外気に開放された屋外廊下、屋外バルコニーなどに接続されている場合は堅穴区画がかかりません。

✓【堅穴区画の免除】外気に開放されている廊下、バルコニーに接続する階段



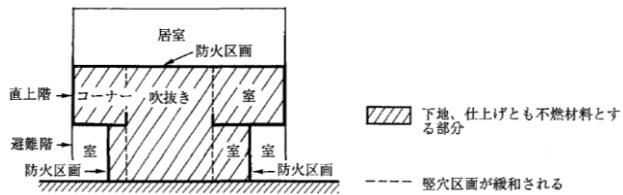
確認申請ナビより

⑤避難階の直上階または直下階のみに通じる階段とする（ただし書き一号）

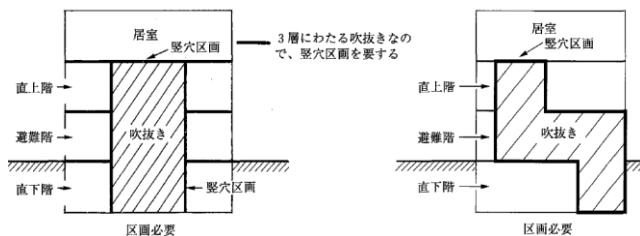
この場合、壁および天井の室内に面する部分の仕上げ、下地を不燃材料にするという内装制限がかかります。

下地まで不燃材料の制限があるため、木造では使いにくい緩和となっています。

また、防火避難規定により「内装制限の範囲は、単に吹抜け部分のみでは不十分であるので、吹抜けと一体になっている空間すべてを内装制限の対象とする。なお、下地、仕上げを不燃材料で行うべき範囲は当該吹抜けを含めて、準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面 20 分の防火設備で区画された部分のすべてのものとする」と規定されています。



さらに、避難階の直上階または直下階にのみ通じる吹抜け、階段が対象であり、直上階と直下階の 3 層となる場合は緩和対象とはなりません。

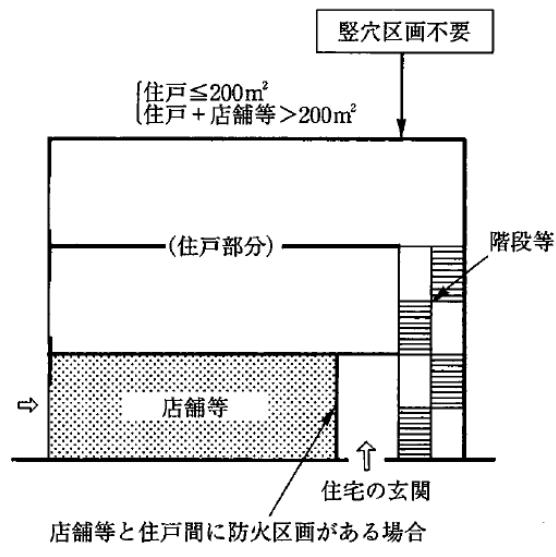


『建築物の防火避難規定の解説 2025』P120 より

⑥3階かつ 200 m²以内の住戸とする(ただし書き二号)

階数が 3 以下かつ床面積 200 m²以内である一戸建ての住宅、長屋の住戸、共同住宅の住戸は壁穴区画が不要となります。

一部に店舗などを設ける場合においても、店舗などと住戸の間に防火区画を設けてあり、住宅部分が 3 層以下かつ 200 m²以下となつていれば、このただし書きが適用可能です。



↓
階段等の壁穴区画は不要

⑦階段からのみ出入りできる便所など(部分的な免除規定)

令第 112 条第 11 項の本文中に「階段の部分 (当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)」とあります。つまり、階段からのみ出入りする便所、公衆電話所などは階段に含めてよいということになります。

■おわりに

以上、壁穴区画の緩和規定について見てきましたが、いかがでしたか。

2019 年に発生した京都アニメーションのスタジオ放火事件では、口準耐であったため壁穴区画がなく、被害が拡大したと言われています。

壁穴区画は、火災時のリスク軽減に有効であることが知られています。

これらを踏まえ、設計の経済性だけに偏ることなく、避難バルコニーや複数方向への避難経路、火災の遮断性など、リスクを検討し設計に向き合う姿勢を持ち続けたいですね。



『近年の建築士学科試験問題』

紹介コーナー

堀口 智子（夷隅）

下記は、令和7年一級建築士学科試験において出題された問題です。設問の記述が、**適当か不適当か**を考えてみましょう。

【問題】

「子育て支援型共同住宅推進事業」は、共同住宅を対象に、子どもの安全・安心対策や、子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設設置を支援するものであり、転落防止の手すりや補助錠の設置等に対し、一定の条件を満たすことで補助を受けることができる。

近年の本試験では、国の政策について「〇〇事業」として出題されることが多くなりました。実務経験の少ない受験生には、判断に迷う問題だったと想像できます。この補助事業は、深刻化する少子化問題への対策の一環として、住宅の面から子育てしやすい環境を整備することで、子どもを産み育てやすい社会を実現することを目的にしています。現代ならではの試験問題といえるでしょう。

【解説】

設問の記述は適当です。「子育て支援型共同住宅推進事業」は、小学生以下の子どもを養育する世帯が居住する賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修を対象とした補助事業です。

以下の2項目などが補助対象です。

■子どもの安全確保に資する設備の設置
(最大100万円/戸)

■居住者等による交流を促す施設の設置
(最大500万円/棟)

子どもの事故防止や防犯対策だけでなく、子育て中の親同士の交流機会をつくり、地域とのつながりを作ろうとしている取組ですね。

詳しくはこちら↓



子育て支援型共同住宅
サポートセンターHP



あなたの「会社」や「仕事・活動」
をPRしてみませんか？

広報誌を今以上に会員の皆様に活用いただきたく、
こんな企画をスタートさせます！

題して、

「私の！うちの！事務所・作業場自慢」

広告宣伝費は無料です。（ただし、会員限定）

「私の事務所は、こんな工夫をして快適に仕事で
きる空間を作っています」「うちの作業所は、道具
がたくさん揃っていてとても便利です」「所員でワ
イワイガヤガヤ楽しくやっています」など、何でも
結構です。是非、自慢してください！

文章他、画像・動画・イラスト・漫画等、表現方法
は問いません。奮って投稿お待ちしています。

書き方・作り方が解らない方は、広報委員会企画・
取材班が全面サポートしますのでお気軽に、お問
合せください。

ホームページアドレス
<http://chiba-kenchikushikai.com>

発行者：(一社)千葉県建築士会

編集者：広報委員会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館4階

TEL 043-202-2100 FAX 043-202-2101

Mail : LEB02573@nifty.ne.jp

令和8年1月1日発行



廃校の利活用と建築士の参画・手腕の発揮

～木更津スポーツヴィレッジ～

「少子化」が長らく日本の大きな問題になっています。様々な施策が実施されていますが、歯止めがかからない状況かと思います。

そんななかで、県内多くの市町村では公立小中学校の統廃合が行政の重要な課題となっています。私の住む成田市のホームページには平成 21 年から今に至るまで 13 の小中学校の廃校とその跡地の利活用について載っています。それぞれ、跡地、廃校舎の利活用にかかる公募が行われ、民間事業者が主体となってパークゴルフ場、日本語学校、障害者福祉事業所など新たな利活用が行われています。

この程、木更津市の中学校の跡地利用事業の事業者と別の仕事で関わることがありました。改修工事設計、行政手続きなど建築士も活躍されたのではないかと思い、取材を申し入れたところ、快諾していただいたので、関係者に取材をして記事にさせてもらいました。



木更津スポーツヴィレッジ（旧中郷中学校）

＜事業の概要＞

事業の名称：木更津市立中郷中学校跡地活用事業

事業主体：木更津市

事業者に選定された者と事業内容：

- ローヴァーズ（株）代表取締役カレン・ロバート
- ・サッカークラブ事業
- ・サッカースクール事業
- ・スポーツ施設運営事業

活用ビジョン「人と地域をスポーツで繋ぐ」

百瀬 登展（行政 OB）

＜公募選定→契約→改修工事→オープン＞

2019 年にローヴァーズ（株）がプロポーザルにより事業者に選定され、2020 年にグラウンドを含む土地、校舎、体育館の契約期間 10 年の不動産貸付契約が木更津市と締結されました。その後、グラウンドの照明塔付き人工芝サッカー場への改修、校舎の宿泊施設への改修工事などがなされ 2022 年に宿泊棟が完成し、『木更津スポーツヴィレッジ』としとして本格オープンしました。

改修工事、運営に対しては国及び市から金銭的支援も受け、官民共同で事業が進められています。宿泊者人数実績は年間約 4,200 人とのことです。2025 年 8 月に伺った時も、都内の高校サッカーチームが合宿をしており、サッカー場には暑さに負けない元気な声が響いていました。



サッカー場（人工芝、照明塔）

＜関係者インタビュー＞

事業者、設計者に事業開始に至るまでのご苦労、オープン 3 年を経過して思うことなどを伺ってきました。

事業者：ローヴァーズ（株）

代表取締役カレン・ロバート様

カレン・ロバートさんは高校サッカー、J リーグ、日本代表などで活躍された元サッカー選手です。引退後は 2014 年にローヴァーズ（株）を立ち上げ、各地でサッカークラブ事業、サッカースクール事業などを展開しています。



施設を案内いただいたカレン・ロバートさん

Q1: 事業に取り組んだきっかけは何ですか、

A1: 木更津市に会社設立した時のビジョン（目指す会社像）が『人と地域をスポーツで繋ぐ』でした。また、当時、クラブの拠点となるサッカー場を探していました。中郷中学校跡地活用事業はこれらにピッタリ合致すると感じ、プロポーザルに参加しました。

Q2: オープンまでの間、特に苦労された事は何ですか。

A2: コロナ禍の影響です。当初計画からオープンが1年遅れました。収入開始が1年遅れることは結構大変なことでした。ただ、この影響でウイルスに強い合宿所を目指しました。寝室はカプセルホテル風にし、衛生器具はタッチレスとするなどし、クラスター発生は一度もありません。

Q3: 3年間経過し、想定以上に上手くいっている事、想定と違って苦労している事は何ですか。

A3: 利用者の多さは想定以上です。東京、神奈川、埼玉から多くの利用いただいている。合宿所は食事・立地・風呂が大事と思っていますが、立地は恵まれています。周辺には子供達が喜ぶ観光施設が多数あり、合宿所からサッカー場まで徒歩1、2分は最高です。お風呂は少し贅沢に力を入れました。

最初に少し苦労したことは、地元の方々とのコミュニケーションの取り方です。こちらが知らない

いことが色々ありましたが、今は大丈夫です。

Q4: 『木更津スポーツヴィレッジ』或いは他の地域で今後展開していきたいと考えている事がありますか。

A4: 木更津では、今までとおり頑張ります。県内他市で同様の計画があれば、ここでの経験を活かして参画を検討したいと考えています。



合宿所・宿泊室

設計者：

象設計集団（北海道河東郡音更町）前田拓身様

（株）建築集団海賊（千葉県一宮町）高柳鉄平様

Q1: 二社様それぞれ、基本計画、プロポーザル、設計、行政手続き、工事監理など、どのように関わられたのでしょうか。

A1: 基本計画はすでにローヴァーズ様の木更津市の中郷中学校の跡地活用（この場所を利用できる法人を決める）プロポーザル時にほぼほぼ出来ていました。私たちが関わったのはこの後からです。プロポーザルにかかる提案書及び図書作成、実施設計、行政手続き、工事監理は全て2社（前田と高柳（象OB））で行いました。特に決まった役割分担はありませんでした。

Q2: 設計コンセプトを教えてください。

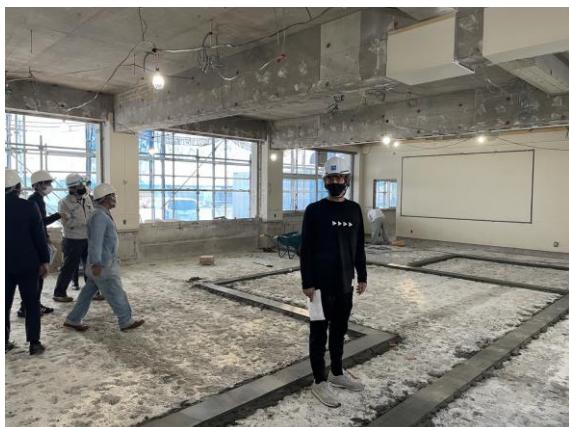
A2: 「皆に親しまれる地域交流拠点の場を目指す計画の 11 イレブン + 1 = 12 のコンセプト」と題し、サッカーに因んだ数だけコンセプトを用意しました。それ以上のことは企業秘密とさせて下さい。

Q3:一般の改修工事設計と違い苦労された事はありますか。

A3:元々「学校」という用途上、設計や調査において関わる人が多かった点が苦労したところでしようか。

Q4:建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法など、どのような手続きが必要でしたか。その中で苦労し、解決のために工夫した事がありますか。

A4:用途変更確認申請の前に既存不適格調書、都市計画法 43 条 1 項の許可申請が必要でした。当然ですが、敷地内の他の建物や土地所有者の調査が必要でしたが、木更津市が親身に過去の図面や資料を集め等、協力してくださったのでスムーズに計画を進めることができたと思います。



改修工事中（施工者 株式会社新昭和）

Q5:3 年経過し、今思うことをお願いします。今後同様な事を手掛ける建築士にアドバイスをお願いします。

A5:感想として、近年、スクラップ＆ビルドの時代ではなくなりました。以前使われていた建物はその時に利用していた人の思い出が沢山詰まっていると思います。その為、可能な限り以前の建物の特徴、実際に使われていた建具や家具、素材などできるだけ活用して、改修後に新たに利用される人にはもちろん、改修前に利用していた人にも喜んで利用してもらえるような建物を目指して欲しいと思います。

＜取材させていただいて＞

県内の廃校利活用というと、鋸南町の保田小学校の道の駅への転用が有名ですが、思いのほか件数が多いことに驚きました。今回の『木更津スポーツヴィレッジ』も成功事例のひとつだと思います。今後も、どの市町村でも同様の取組が引き続き実施されていくものと思われます。市町村にとっては、地域に密接に関係する課題であり、工夫して積極的に進めなくてはならない事業です。

公共側の支援制度も充実しており、今回事業は「地域再生計画」に内閣総理大臣から認定され、『事業再構築補助金』を活用したとのことです。

今回関係者に取材させていただき、建築士の手腕の発揮する場面が多々あることがわかりました。

改修工事の設計はもとより、法律上の整理には関係法令に熟知した建築士の知識が必要です。

多くの廃校は市街化調整区域にあり、都市計画法上の用途変更の許可が必要です。耐震改修が行われているか否か、宿舎利用するのであれば旅館業法の許可も必要です。

県内の建築士の皆様の、このような地域の事業への参画、手腕の発揮を期待します。

最後に、取材に応じてくれた関係者の皆様に感謝し、『木更津スポーツヴィレッジ』の更なる発展を祈念いたします。



合宿所の自慢の浴室（室名は「中郷の湯」）

第39回親睦ゴルフ大会に参加して

私の趣味の一つであるゴルフですが、総務委員長として初めての親睦ゴルフ大会となった今回、参加者組み合わせを考えるのも初めての経験でした。

会場は茂原市にある真名カントリークラブ、近い支部、遠い支部、贊助会の参加者皆様にとって楽しい一日となるように組み合わせを配慮、大会当日も参加している総務委員全員で表彰式を盛り上げ、充実した大会になったかと思っております。次回以降も開催していくと思いますが、今後は若い会員の方も気軽に参加して、親睦していただきたいのでよろしくお願ひします。



表彰式の様子

この日、私個人としては親睦ゴルフ大会で初めて1組目でプレーさせていただきました。

自分のミスで遅くなると後続の組に迷惑がかかることを心配しながらのラウンドでしたが何とか無事に終えることができました。

メンバーの方々、ありがとうございました。

スコアは良くありませんでしたが、運よくハンデに恵まれ、支部対抗戦の選抜メンバーに初めて加わることができ、表彰式で運営する立場であるにもかかわらず、ガッツポーズをするほどに喜んでしまいました。

私の所属する松戸支部にはゴルフが上手な方が多く、支部対抗戦に私が選ばれる可能性はかなり

青山 貴仁（松戸）

低いので、支部での反省会では肩身の狭い思いをたくさんしてきました。その反動で今回は喜び過ぎてしまいました。

お見苦しいところをお見せして申し訳ありませんでした。

松戸支部として次回は優勝を狙う意気込みですので、他支部の参加者の皆様よろしくお願ひします。



松戸支部の参加者

普段私は建築士会の仲間同士でゴルフ練習場に集まり、上達を目指し互いに切磋琢磨しています。

時に楽しく、時に厳しく、良い時間を過ごせています。

練習しながら思うように体が動かない、しなやかさがないなど上手くなるのに時間がかかるのは昔からなので地道に積み重ねていくしかないと自分に言い聞かせて頑張っています。

思い返すとスポーツに限らず、建築士試験、ひいては人生も「不器用だな」と感じますが、それが自分自身なのだから仕方ないと年齢を経て思うようになりました。

そういったもどかしさを感じながらも、仕事や趣味において建築士会の“仲間”がいることは何事にも代えがたいことあります。

この貴重さを多くの人、特に若い世代や合格者、未入会の方に伝えていきたいです。



中小企業診断士カッキーに聞け！ #21

～新年のスタートダッシュ！経営計画のススメ～

柏村 齊（市川・浦安）

経営計画を作っていますか？

なんとなーく、「経営計画」って必要なのかな、と思いつつも、「なぜ計画を作るべきなのか」「計画を作ると何が変わるのか」を十分に理解していないから作っていないという方もいらっしゃるのではないかでしょうか。中には、「計画なんて“絵に描いた餅”でしょ」と思っている方もいらっしゃるかもしれません。

実は経営計画をつくると、たくさんのメリットがあるんです。今回は、経営計画を作成する意義を紹介します。

社長が実現したい経営を形にする“ロードマップ”

中小企業の職場でよく耳にする言葉があります。

社長の不満：「従業員は言われたことしかやらない」「自分で考えて動こうとしない」

従業員の不満：「社長はいつも思いつきで動くから振り回される」「方向性がコロコロ変わる」



この声を聞くたびに、両者の間に大きなギャップがあることに気づかされます。

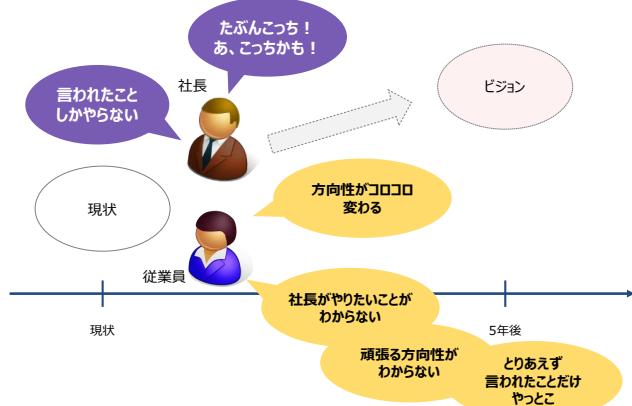
その根本原因は、社長の頭の中にある方向性やイメージが、組織全体で共有されていないことです。

社長の中には、明確なビジョンとして言語化されていないまでも、「こういう会社にしたい」「これからこういう方向に進むべきだ」という感覚的な指針があります。その実現のために「こっちをやったほうがいいか、いや、あっちかもしれない」と、試行

錯誤の中で指示が変わることがあります。

例えば、急に「SNS（インスタ）をやろう！」と言いか出したかと思えば、「やっぱり別のことやろう」となるようなイメージです。

しかし、これを見た従業員は、「社長の言っていることがまた変わった」「結局何がやりたいのか分からぬ」と戸惑い、結果として「分からぬから、とりあえず言われたことだけやっておこう」という姿勢になってしまいます。それを見た社長は「うちの従業員は、言われたことしかやらない」と思うわけです。これでは悪循環です。



このギャップを埋めるのが「経営計画」です。

経営計画とは、

- ・社長の実現したい姿（理念・ビジョン）
- ・そのための戦略（方向性）
- ・具体的な行動
- ・数値目標と計画

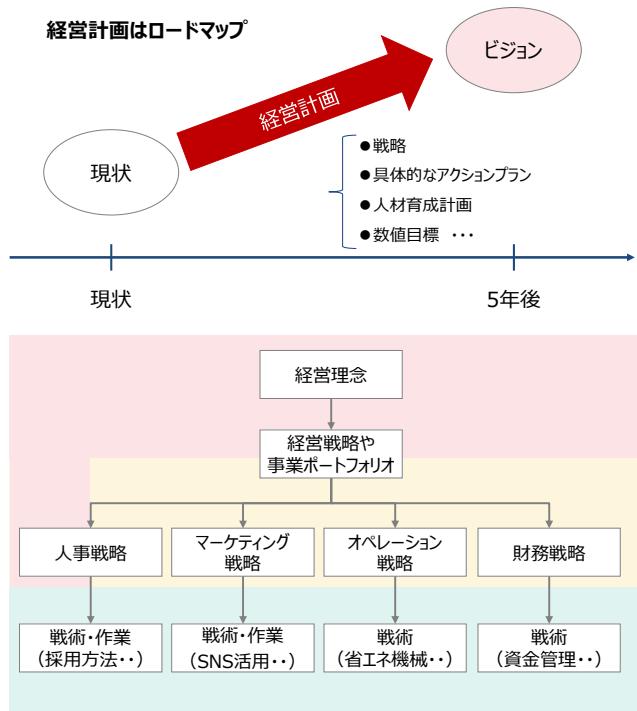
を“見える化”して従業員に共有するためのものです。

言い換れば、社長の頭の中を整理して、社長のやりたい経営を実現するための“地図”を、従業員も読めるように翻訳する作業です。

「会社がどこに向かっているのかわからない」という状態は、社員にとって最大のストレスです。計画を共有することで、組織は劇的に変わります。

これがあるだけで、従業員は「なぜSNSなのか」

「なぜ採用を強化するのか」「なぜ設備投資が必要なのか」を理解し、同じ方向を見て進むことができるようになります。



行動が明確になり、社員の主体性が高まる

2つ目の効果は、具体的なアクションが明確になることで、組織が動き出すことです。

うまく機能していない経営計画は、「やるべきことが行動できるまで具体的にならない」ことが多いです。

計画に書いてあるのが、「営業を強化する」、「人材育成を進める」、「生産効率を高める」、「経費を削減する」といった“抽象的な言葉”だけでは、誰が・いつ・何をすべきかがわかりません。

必要なのは、行動できるレベルまで具体化することです。

例えば、「営業：ターゲット企業 20 社に訪問、担当 A、期限は 5 月末」（なぜ 20 社なのかの根拠も必要）、「採用：求人媒体を 2 つに絞り、9 月から募集、担当 B」、「生産：歩留まり改善のための標準作業書を作成、7 月完成、担当 C」、「マーケ：Instagram 運用を週 3 回投稿、KPI はリーチ数、担当 D」などなど。

ここまで明確になると、従業員が自分の役割を理解し、行動に落とし込むようになります。

また、経営計画は「やらないこと」を決める効果もあります。思いつきや場当たり的な判断が減り、組織全体が一貫した方向に向かえるようになります。

なので、経営計画を作ったら、是非社内で共有しましょう。その際、いつもと違う場所（例えばホテルとか）で行うと、従業員の方にとっても「今までと何か違う」と非日常感を与えることができ、効果的だったりします。

利益率を高める“経営のスピードメーター”

3つ目は、経営計画が「利益率を高めるためのツール」になります。

経営計画を策定して、運用すると、必ず営業利益率が 2~3% あがります。営業利益率があがる理由は、スペースの問題もあるので、次回紹介します。

なお、中小企業庁が発表した、「2020 年度版小規模企業白書」によると、“経営計画の運用が十分であると評価している企業”では、売上が「大幅増加」もしくは「増加」していると回答した企業が 56.4% もいます。

おわりに

経営計画と聞くと、“絵に描いた餅”と思われる方もいらっしゃると思いますが、ちゃんと作ると、

- ・社長の想いが明確になり
- ・やるべきことに自信を持て
- ・組織の方向性が共有され
- ・従業員が主体的に動き
- ・売上が上がり
- ・利益率が改善します

新年を迎えたので、ぜひ経営計画を作ってみましょう。作るうえで疑問や「これでいいのかな」という迷いなどがあればお気軽にご連絡ください。



～弁護士アジローがゆく～#29 「3年B組アジロー先生！？の巻」

皆さん、新年明けましておめでとうございます。市川・浦安支部の網代（あじろ）です。普段は弁護士をしています。対話劇で建築と法律に関する記事を連載させていただいております。

今回は第29回目。アジロー（A）が中学校で出張授業を行っているところから始まるようです。



A「あい！というわけで、この訴訟はあ、最高裁でひっくり返っちゃいましたあ！あい！先生の出張授業はここでおしまいです。3年B組のみなさん、よくわかったかな？」

B「先生よくわかりません！僕たち中学3年生ですよ。裁判の話なんかされても難しいです。あとなんだろう、金曜8時に放送してそうな学園ドラマの教師役のモノマネするのやめてもらっていいですか？」

A「なんですかあ～加藤、先生の話をよく聞かなくちゃだめだぞ。腐ったみかんは教室から叩き出すぐ。」

B「いや、加藤って誰だよ！あと、本家は生徒を腐ったみかん扱いしないだろ！」

A「このバカチンがっ！いいですかあ、昭和から平成、令和へと時代は変わっていくんです。それに合わせて教育も人間も変わっていかなければならぬんです。皆さんは、どんなに打ちのめされても決して折れることのない、柳のように、しなやかで変化を恐れない人になってください。」

B「なんかそれっぽいこと言っているのが腹立つわ～。」

A「加藤のことは放っておいて質疑応答に移るぞ～。」

C「先生、質問があります！」

A「健次郎か。どんな質問だい？」

C「…弁護士は皆、弁護士会に加入しますよね？今までこの連載記事で弁護士会に触れてなかったので、今回ここで書くのもいいのではないか？」

A「健次郎…。その質問、グレートだぜ。いち弁護士から言わせると、弁護士会とは、つまりGTOだぜ。」

網代 真治（市川・浦安）

C「今度はポイズンか…。GTOって何ですか？」

A「G（グレート）T（千葉県弁護士会）O（おつかれさまです）だぜ。」

生徒一同「ははは…（くだらなさすぎて失笑）。」

（そのとき、教室の扉が開き、隣のクラスの担任の女性教師Dが教室に入ってくる。女性教師Dはメガネに黒髪おさげで赤いジャージを着ており、なぜか竹刀を持っている。）

D「…お前ら笑うなっ！こいつは誰も知らねえところで、毎日連載記事のためにくだらないこと考えてんだよっ！お前らは毎日1時間パロディネタ考えてんのか？考えてねえやつは…笑うなっ！」

（教室中が、しーんと静まり返る。）

A「…うん。みんな、わかってくれて先生うれしいぞ。授業を続けるぞ。弁護士会とは弁護士法によって定められた法人で、弁護士業務を行おうとする者は、各都道府県の地方裁判所の管轄区域ごとに設立された全国52の弁護士会のいずれかと日本弁護士連合会の両方に必ず加入しなければならないぞ。」

B「ん？都道府県数は47ですよね？5つ多いですよ？」

A「加藤、いい質問だぞ。北海道は、地方裁判所の管轄が4つに分かれているため、札幌、旭川、釧路、函館の4つの弁護士会があるぞ。そして東京は、昔のなんか…ゲンゲン、いろいろあったから3つ弁護士会があるんだぞ。ここテスト出るからなあ。」

C「先生、弁護士会はどんな業務を行うのですか？」

A「弁護士会には弁護士自治が認められており、所管官庁に監督されるということがないぞ。人事・予算・懲戒等について完全な自治権が認められており、弁護士会がその業務を行っているんだぞ。以上だ。」

生徒一同「先生、授業ありがとうございました！」

読者の皆さん的好きな学園ドラマは何ですか？

なお、弁護士アジローは創作上の人物あり、架空の弁護士です。

Ende



市原市木造住宅耐震リフォームフェア

布施 利勝（市原）



積み木 消防服着装体験中

2025年11月8日(土)アリオ市原1階サンシャインコート屋外・ゴリラ駐車場にて、「いちはら秋の火災予防フェア」と「市原市木造住宅耐震リフォームフェア」が開催されました。

消防局音楽隊による演奏や市原市マスコットキャラクター「オッサくん」、千葉県PRマスコットキャラクター「チーバくん」も登場して、子ども用の防火服、救助服の着装体験もできて、ゴリラ駐車場では、消防車両展示・起震車体験・煙道体験が行われました。「市原市木造住宅耐震リフォームフェア」も同時開催で、建築相談や耐震診断の案内、耐震パンフレットの配布、耐震実施した壁の模型展示、キッズコーナー（輪投げ、積み木）や体験コーナー（箸、コースター作り）もあります。スタンプラリーも行っていました。この機会に地震や火災への意識を高めるきっかけとしていただければ幸いです。



耐震実施した壁の模型、耐震ベッド展示

市原市木造住宅耐震リフォームフェアの方は、建築士の日のイベントと同じ内容の実施でしたが、場所がアリオ市原で、音楽隊の演奏あり、マスコットあり、お菓子配布あり、スタンプラリーによるガシャポン景品あり、消防車両展示あり、すごい集客力でした。

キッズコーナーでは、輪投げを実施し、景品のお菓子がすぐになくなってしまうくらい大人気でした。

お菓子が無くなつたので、輪投げの後は積み木を行いました。このころになるとコースター作りや、箸作りにも人が並び始まりました。

箸作りでは、鉋掛けをするのですが、安全性を高めるため、鉋台や鉋の角を丸くしたそうなのですが、やりすぎたらしく、鉋をかけたときに下の台まで削ってしまう事があるので、鉋台を直さないといけないと話していました。

建築相談の方では、受付すると洗剤やキッチンスポンジがもらえるそうです。

スタンプラリーでは、配布していたスタンプラリーの用紙がなくなるぐらいの人気で、綿あめもらったり、輪投げでお菓子をもらったり、消防車両展示・起震車体験・煙道体験して、最後にガチャポンを回して景品をもらう事ができました。開催時間が終わるまで長蛇の列ができていました。



起動車体験

毎年を行われているイベントですが、建築士の日にもこのくらい集客できればいいと思います。



古民家カフェ “ハナレヤプロジェクト”

「実測・戸惑い・実感」

こんにちは！

三代川建築設計事務所の三代川です。

日本大学の大学院生と共に進めている「ハナレヤプロジェクト」連載、第2回になります。

今回は、学生たちと行った実測や調査、そして設計検討の様子をお伝えします。

建築を考える上で何より大切なのは、敷地とその周辺環境を丁寧に読み解くことです。

ハナレヤを取り巻く環境はどのようなものなのか。現地調査に先立ち、まずは谷津の地域性を整理してみました。

舞台となる習志野市谷津は、奏の杜や幕張新都心の開発を背景に、近年大きく変化している地域です。人口が増え、まちは新しくなる一方で、地域の暮らしに寄り添う“居場所”や、“休日に行きたくなるような少し特別な場所”はまだまだ足りません。

休日には市外へ出かける人が多い、という声もよく聞きます。そんな背景から、「地元で過ごしたくなる場所」をハナレヤの一つのテーマに据えたいと考えるようになりました。

そしてそれは、建築士として地域に貢献できるひとつの形であるような気がしたのです。

2025年6月、学生たちと現地調査を行い、建物の寸法取りや既存図面の復旧など、実務に近い作業を体験してもらいました。

まずは全体の流れや調査で必要な内容を講義した後、8人を2チームに分け互いに競い合うように実測を進めます。

既存図面復旧作業では、木造図面の書き方は大学でも学びますが、今の学生たちはCADやCGソフトを中心に学習しているため、現地で手書きの図面を起こすのは思いのほか大変です。

寸法を測る係、図面に落とし込む係、劣化を確認する係、写真を撮る係……。

三代川 剛久（習志野）

チームで役割を分担しながら、試行錯誤を重ねていきました。

すると、すぐに“思ったように手が進まない”という壁にぶつかります。

頭では理解していたはずなのに、いざ現場で実測しながら図面を描こうとすると手が止まるのです。

「どこからどこまで測ればいいのか？」「軒先の寸法ってどこまでか」「地面からの高さの“地面”ってどこの事なのか」

建築士なら誰しも一度は悩んだことのある、あの感覚です。

少し悔しそうな苦い表情を浮かべ、土壁などの昔ながらの造りに戸惑いながらも、次第に学生たちは興味津々に仲間と会話をしながら自分達で考え方行動していきます。

建物の周囲の方角や障害物、前面道路、設備の位置など、事前にレクチャーした必要な調査項目を一つひとつ確認していきます。

調査が終わると、各チームで成果を見せ合いながら、互いの図面やスケッチを比較し、感想を言い合いました。

いつもの大学課題とはまったく違う、“現実の建物を相手にした生きた設計”的体験になったようです。

現在ではストリートビューや航空写真で簡単に敷地周辺を確認できますが、敷地の環境を正確にとらえるという意味で、実際に現地に足を運び肌で感じる事はとても大切です。今回の調査では、写真で見て想像していた印象と、実際の空気感がまったく異なっていたと感じたようです。それはデザインコンセプトに大きな影響を与えました。

調査前は、「国道側に向けて地域を開くか」「道路に向かずに落ち着いた空間をつくるか」という2つのコンセプトの選択肢がありました。

前面道路の国道側は、車の往来が多い為、騒音や視線などのネガティブな要素も考えられます。

事前の資料からは、「国道とは反対側の広く落ち着いた敷地側を利用したい」と考えていた学生が多かったです。どちらのコンセプト案にも魅力がありメリットが考えられました。

しかし実際現地を見て出した答えは、国道側に向けて建築をデザインするということでした。理由はプライベートスペース、生活動線、暮らし方など、学校課題でもあまり意識した事のなかった要素でしたが、現地を実感することで考えが変わったのです。そして私自身悩んでいた答えは学生と一緒に意見交換することでよりクリアになっていきました。

こうして、これをきっかけにハナレヤはより地域に開かれた場所としてのデザインを追求していくことになります。

それからというもの、秋にかけて多くのデザインスタディをしていきました。私も学生達もたくさんのアイデアを出し合います。

“国道側にも庭やテラス席をくれないか”

“地域イベントで使うスペースをつくろう”

“庭と一体的になったデザインはどうか”

学生ならではの自由な発想と、現場で感じたリアルが混ざり合うことで、ハナレヤを起点とする“地域の未来像”が少しづつ形を持ち始めています。

地域に根ざしながら、次世代の建築人とともに未来を描く。そんな実験的な取り組みとして、ハナレヤプロジェクトは確かな前進を見せてています。

次回は、学生達と取り組んだ「建築デザインと実務の壁」についてお話ししたいと思います。

図面上の理想と現場での現実、その狭間で学生たちがどう成長していったのか。

ぜひ楽しみにしていてください。



写真：調査の様子 既存図面復旧



写真：調査の様子 劣化箇所の記録



写真：調査の様子 外回り



写真：スタディパース（前面道路と建物の間に庭を提案）

～千葉県文化会館～

百瀬 登展（行政 OB）

千葉県の文化活動の歴史を刻んできた大小のホールを有する県立の文化会館です。千葉市中央区の亥鼻公園隣接の緑豊かな丘陵地に建っています。

完成・開館は1967年（昭和42年）です。1960年代から1980年代に活躍した日本を代表する建築家であり都市計画家でもある大高正人氏の設計によります。

HPシェルという特殊な構造を採用した大ホールの巨大な白い外壁が印象的なほか、コンクリート打放しの内外壁に様々な種類のはつり仕上げを施すなど、繊細な表現が見られます。

大高正人氏の代表作で、当時、日本建築学会賞作品部門賞、日本建設業連合会が優秀な建築作品の建築主・設計者・施工者を表彰するBCS賞を受賞しています。施工者は戸田建設（株）です。

その後、日本音響家協会の優良ホール100選にも認定されました。

2023年から2025年にかけて、大規模な改修工事が行われました。この改修工事の設計は千葉県施設改修課の指導の下、千都建築設計事務所（基本）、フケタ設計（実施）が行いました。建築工事の施工は戸田・ナリコーJVが行いました。2025年7月にリニューアルオープン記念事業が行われました。



隣接の千葉市立郷土博物館（千葉城）から撮影

内外仕上げ材のリニューアル、バリアフリー化、音響・舞台機構の更新等が行われ、生まれ変わった千葉県文化会館が新たな千葉県の文化活動の歴史を刻んでいくことでしょう。

RC・SRC 造地上3階地下2階建て延面積 10,920 m²

～会員の動静～

令和7年10月2日～令和7年11月1日

会員数（1,511名）

1) 新会員

○船 橋	豊崎 孝司	八千代市緑が丘西
○船 橋	青柳 雄城	埼玉県さいたま市
○山 武	三橋 修	東金市田間

～編集後記～

先日、事務所の片づけをした。片付けといえば聞こえはいいが、所謂断捨離である。要るもの要らないものと分類した。そうしているうちに書庫の奥のほうから一枚の古い図面を見つけた。随分昔に描いた図面である。懐かしい。それもそのはず、今では考えられない手書きの図面だ。

そういえば、あの頃は何を描くにも手書きだった。PCは勿論、まだワープロでさえない時代である。図面に表現されるものは全て手書きによるものだった。今では、基本入力さえ完了すれば、秒でパースも完成できる。しかし当時は、下書きから墨入れ、色付けと絵画を描くような大変な作業であった。

あまりの懐かしさに、しばらくその図面を見入ってしまった。不思議なもので、あの頃の時代背景や、既に亡くなってしまった人たちもが、今まさに鮮やかに自分の脳裏に蘇った。そしてその中で、失敗しながらも何とかやり過ごしていた若き自分を見つけ出し、懐かしむことができた。

近年では手書きからBIMへと移り変わってきた。今はそうそういう時代。時代に取り残されないように、もう少しもがきつづけてみようと思う。

Y（香取）